

札幌市職員福利厚生会メンバーズJCBカード会員特約

第1条 (名称) 本カードは、一般財団法人札幌市職員福利厚生会（以下「当会」という。）と株式会社ジェシービー（以下「JCB」という。）が提携して発行するもので札幌市職員福利厚生会メンバーズJCBカード（以下「本カード」という。）と称します。

第2条 (会員) 本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約およびビジネスカード特約を承認のうえ入会を申し込み、当会およびJCB（以下「両者」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCBが本カードを貸与します。

第3条 (提供サービスと利用) 1.当会（本条においては当会が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当会が書面その他の方法により通知または公表します。 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、追加サービスを利用できない場合があります。 3.会員は、当会が必要と認めた場合には、当会はサービスおよびその内容を変更することがあります。 4.会員は、当会が提供するサービスを受ける場合、当会所定の方法により利用するものとします。

第4条 (会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除) 1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、当会が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。（1）当会の運営、会員管理のために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。 ①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第5条において会員が届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③本カードの利用内容（第6条において共有する情報）（2）当会の会報送付等当会の事業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該案内について中止を申し出た場合、当会は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）（3）当会の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。 2.会員等は、当会に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）万登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当会はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条 (届出事項の共有) 会員が、当会またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当会またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について両者の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第6条 (利用内容の共有) 会員は、当会が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員のJCBカードの利用内容を、両者において共有することに予め同意するものとします。

第7条 (会員情報の保護) 両者は第4条、第5条および第6条により知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

第8条 (会員資格の切替等) 会員は、退職等の事由により当会会員資格を喪失した場合は、JCBが審査したうえ承認した場合、JCBの発行するJCBビジネスカード会員に変更となり、本特約による会員資格は喪失します。JCBによる審査の結果、JCBビジネスカードが発行されない場合には、会員はその旨の通知をもって本特約による会員資格およびJCB会員資格を喪失するものとします。

第9条 (本特約の改定等) 1.本特約の改定は、JCB会員規約（会員規約およびその改定）が適用されるものとします。 2.本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

<ご相談窓口>

当会に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

一般財団法人札幌市職員福利厚生会 事業係

〒060-0052 札幌市中央区南2条東1丁目1番地14 住友生命札幌中央ビル 6階

011-252-9994

(TK279300・20230201)